

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	6月末にいじめの定義を正しく理解すること、全教職員はいじめに限らず、気になる学生がいたら学生サポートセンターへ連絡しなければならないことをいじめ対策委員会委員長（校長）から教職員宛にメールにて通知した。	引き続き、メールやFD研修会等において、全教職員の共通理解を図り、意識啓発を行う。理解度チェックの仕組みも検討する。	R7.3
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	項目通り実施できた。	引続き、定期開催並びに臨時開催を実施していく。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめに関する研修を予定していたが、当該教職員研修をピアサポート研修へと変更したため、実施できていない。	全教職員を対象としたいじめ研修を、FDとして開催する。	R7.3
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	6月末にいじめ防止等の取組に関する改善のための措置の公表と併せて、いじめ対策委員会の存在意義をいじめ対策委員会委員長（校長）名で改めて全教職員に周知した。	引続き、周知徹底を実施する。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	6月末にいじめ防止等の取組に関する改善のための措置の公表と併せて、改めて、年間計画（学校いじめ防止プログラム）をいじめ対策委員会委員長（校長）名で全教職員に周知した。	引続き、周知徹底を実施する。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	6月末にいじめ防止等の取組に関する改善のための措置の公表と併せて、いじめ対策委員会委員長（校長）名で全教職員宛に、気になる学生がいた場合は学生サポートセンターへ連絡するよう周知し、報告徹底のため理解推進を図った。	引続き、周知徹底を実施する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	6月末にいじめ防止等の取組に関する改善のための措置の公表と併せて、重大事件の定義およびいじめ対策委員会の役割を理解するよう、いじめ対策委員会委員長（校長）名で全教職員に周知した。	引続き、周知徹底を実施する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ事案が確認された際は学生サポートセンターに情報が寄せられ、学生サポートセンターは関係教職員と速やかに情報共有を行い、対応を協議した。	引続き、関係者での情報共有をしていく。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	令和5年度のいじめ防止/早期発見プログラム（年間計画）について、3月のいじめ対策委員会において実施状況の点検・評価を行い、それを踏まえ、令和6年度のいじめ防止/早期発見プログラム（年間計画）を策定を行った。	引続き、10月に中間評価及び3月に総括評価を実施し、必要に応じて改正する。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめを把握するためアンケートを四半期ごとに実施し、いじめ対策委員会において情報共有を行った。	引続き、アンケートを四半期ごとに実施し、いじめ対策委員会にて情報共有を行う。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	本校では専任のスクールカウンセラーが学生相談室長となっており、関係教員間での情報共有を速やかに行なった。	引続き、現体制で実施していく。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ予防につながる内容の研修を以下のように行った。 1年生：LGBT講演、自殺予防教育、いじめ予防教育 2年生：性教育講演 3年生：ハラスメント講演 4年生：性教育講演	特定の学生だけがいじめ予防研修を受けないよう、学年ごとに違う形での研修実施しているため、引続き、実施していく。また、参加できない学生への対応を今後検討していく。	R7.3
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	・福岡県弁護士会に依頼し、1年生対象にいじめ予防教育を実施した。 ・いじめを掌握するためのアンケート内にどのような行為がいじめに該当するかを提示している。	引続き、外部講師からの予防協教育を実施していく。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	7月、11月に実施したいじめ予防教育でいじめ問題に主体的に行動できるよう指導を行った。また、11月のいじめ防止週間のポスターに関しては美術部の学生が作成を行った。	引続き、実実部にいじめ防止ポスター制作等の依頼を行い、学生主体の取組としての意識付けを推進する。	-
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	10月に保護者にアンケートを実施し、その中でいじめ防止計画やいじめ防止の取組状況について説明した。	引続き、取組内容の周知を行っていく。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	（被害側の保護者）事案発生の都度、事実確認を共有し、学校の方針を伝え、今後の対応について同意を得ている。 （加害者側の保護者）事案発生の都度、事実関係を説明し、決して許されない行為であることを伝え、家庭での指導を依頼している。	引続き、被害学生・加害学生双方の保護者対応を徹底していく。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営懇話会（R6.1.31）において、いじめを含めた学生サポートセンターの取組状況を説明した。	引続き、いじめ防止の取組状況等について、運営懇話会において、説明していく。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	速やかに所轄警察署に相談・援助を要請できるよう学生主事・学生課長を中心に情報集約し、関係教職員と情報共有するなどの連携体制を維持した。	引続き、連携体制を維持していく。	-